

(※) <u>当分の間の暫定目標</u> 全窒素0.97mg/L 全燐0.074mg/L				
城山ダム貯水池 (津久井湖) (全域)	湖沼Ⅱ	二 (※)	<u>令和7年10月31日</u>	
(※) <u>当分の間の暫定目標</u>	全窒素0.92mg/L 全燐0.037mg/L			
(略)				
19 江の川水系の江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖) (全域)	湖沼Ⅱ	二 (※)	<u>令和7年10月31日</u>
(※) <u>当分の間の暫定目標</u>	全燐0.017mg/L (削る)			
(略)				
(略)				

(※) <u>令和7年度までの暫定目標</u> 全窒素1.0mg/L 全燐0.080mg/L				
城山ダム貯水池 (津久井湖) (全域)	湖沼Ⅱ	二 (※)	<u>令和3年4月1日</u>	
(※) <u>令和7年度までの暫定目標</u>	全窒素1.0mg/L 全燐0.042mg/L			
(略)				
19 江の川水系の江の川	土師ダム貯水池 (八千代湖) (全域)	湖沼Ⅱ	二 (※)	<u>令和3年4月1日</u>
(※) <u>令和7年度までの暫定目標</u>	全窒素0.43mg/L 全燐0.018mg/L			
(略)				
(略)				

その 他 告 示

○外務省告示第四百二十三号
令和六年十二月十六日にアシガバットで署名された所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とトルクメニスタンとの間の条約について、それぞれの国において法令上の手続に従って承認されたことを通知する外交上の公文の交換は、令和七年十月二十八日にアシガバットで行われた。よって、同条約は、その第二十九条1の規定に従い、令和七年十一月十七日に効力を生ずる。

令和七年十月三十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣 林 芳正

○財務省告示第二百八十三号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二百二条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

令和七年十月三十一日

財務大臣 片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下、「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後					改 正 前				
輸出統計品目表					輸出統計品目表				
[略]					[同左]				
統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名	単 位		統計番号	品 名
		I	II			I	II		
[略]					[同左]				
03.01	s	[略]			03.01				
03.08									

備考
1 この類において合金工具鋼には、タンダステン若しくはモリブデン又はこれらを合わせたものの含有量が全重量の0.5%以上のもののみを含むものとし、他の合金鋼の特性を付与する量のその他の元素を含有するものを含まない。

[新規]
[新規]

72.01 、 72.03 72.04 7204.10 、 7204.30 7204.41 7204.49	[略] [略] 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット [略] —その他のくず [略] —その他のもの —ヘビークズ —厚さが6ミリメートル以上のもの —その他のもの —シュレッダーくず —その他のもの		72.01 、 72.03 72.04 7204.10 、 7204.30 7204.41 7204.49	[同左] [同左] 鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット [同左] —その他のくず [同左] —その他のもの —ヘビークズ	
110 190 200 900	— — — —	K G K G K G K G	100 200 900	— — — —	K G K G K G K G
7204.50 72.05 、 72.11 72.12	[略] [略] 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。） [略] —亜鉛を電気めつきしたものの		7204.50 72.05 、 72.11 72.12	[同左] [同左] 鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が600ミリメートル未満のものに限る。） [同左] —亜鉛を電気めつきしたものの	
7212.10 7212.20	— —	K G	7212.10 7212.20	— —	K G K G
7212.30 7212.40 7212.50	[略] [略] —その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。） [削除] —アルミニウムをめつきしたものの —クロムをめつきしたもの又はクロム酸処理したものの —発成品（チイソフリー・スチールのものに限る。） —チイソフリー・スチール（発成品を除く。）		7212.30 7212.40 7212.50	[同左] [同左] —その他のもの（めつきし又は被覆したものに限る。） —鉛をめつきしたものの —アルミニウムをめつきしたものの —クロムをめつきしたもの又はクロム酸処理したものの —発成品（チイソフリー・スチールのものに限る。） —チイソフリー・スチール（発成品を除く。）	K G K G K G K G K G